

食料の安定供給及び農業の経営安定に向けた取組を求める意見書

今、我が国の農業は、国際情勢の不安定化、生産資材価格の高騰、気候変動などの複合的な危機に直面していると共に、生産者の高齢化と後継者不足により、次世代への継承が困難な状況であり、国民の命の根幹である「食」を支える基盤が根底から揺らいでいます。国内において、安定供給を維持してきた米でさえ、令和6年産米の価格が高騰し、その影響は現在まで続いています。

食料生産は、単なる一産業ではなく、国民の生存と国家の独立を守るための基盤であるという共通認識の下、多くの先進諸国では、農業者の生産基盤を安定させる制度を、国家の基本政策として位置づけています。気候や市況の変動に左右されやすい農業の特性を鑑み、農業者の生産基盤を安定させることは、我が国においても重要な課題です。

そこで、食料の安定供給及び農業の経営安定を実現するため、国会及び政府は下記の事項を実現するよう、強く要望いたします。

- 1 食料・農業・農村基本法及び食料システム法に基づき、将来にわたり、国内の食料生産が再生産可能な価格で安定的に供給されることにより、食料自給率の向上が図られるよう、長期的な視点に立った制度設計を行うこと。
- 2 農地の持つ多面的な機能（環境保全、防災、地域振興、景観など）に着目し、中山間地や都市部の小規模農業でも農地を維持できる支援策を拡充すること。
- 3 新規就農者の育成・確保事業（新規就農者育成総合対策）の対象者の要件や支援期間を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

伊勢原市議会